

仕 様 書

1 件名

高崎経済大学英語授業実施業務

2 目的

本学の英語教育の一部に外部人材を活用することにより、英語教育のクオリティ確保と教育内容のブラッシュアップを図るとともに、更なるグローバル人材育成の推進に繋げる。また、高崎経済大学第3期中期計画に掲げる「学生の英語力をいっそう鍛える仕組み」をつくるための一助として、外部の多用な指導力や新たな知見・アイデアを取り込む。

3 履行場所

高崎経済大学（群馬県高崎市上並榎町1300番地）

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

英語授業実施業務

本業務は、平成26年8月27日付職派需発0827第2号厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課長通知「請負契約により外国語指導助手を活用する場合の疑義について（回答）」及び令和3年4月8日付文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡「大学が請負契約等を締結した者を活用して授業を実施する場合の留意点について（周知）」を遵守して、次の業務を実施する。

（1）講師の配置

受注者は、次に掲げる授業科目の各クラスに講師を配置すること。

① 授業科目及び履修対象者

授業科目名	対象学生
（前期）General English I （後期）General English II	学部1年次生及び再履修者

② クラス規模、クラスレベル及び発注クラス

レベル	1クラスの 人数	発注 クラス数	（参考） 全クラス数	（参考）クラス名称	
				経済 学部	地域政策 学部
Advanced	20～25名	0	4	01～02	A～B
Upper Intermediate	20～25名	7	15	03～10	C～I
Intermediate	20～25名	16	17	11～20	J～P
Pre-intermediate	20～25名	0	11	21～26	Q～U

	約 1,000 名	23	47		
--	-----------	----	----	--	--

※ General English I と II の履修者は、それぞれ同一（再履修者を除く。）。

（２）授業実施

受注者は、本学が作成したカリキュラム及び指定教材等に基づき授業を実施し、学生の出席管理を行うこと。なお、各クラスの履修者及び教室については、本学において確定し、履修者名簿及び教室割当を受注者に通知する。

① 科目の目的及び達成目標

科目の目的、達成目標は、次のとおりとする。受注者は、目標を達成するためにクラスレベルに応じた授業を行う。

目的	英語コミュニケーション力の向上を目的とし、リスニング、リーディング、スピーキング、ライティング、文法、発音などを含む、統合的英語学習アクティビティやタスクへの積極的な取り組みを通して、英語の知識を増強し、英語を使用する能力を伸ばす。
達成目標	身の回りの事柄について、英語でより詳細な内容を効果的に伝えることができるようになる。コミュニケーションに必要な文法や語彙の知識を増やし、よりスムーズに英語で情報交換することができるようになることを目指す。

授業スケジュール等は、別紙１「２０２５年度シラバス」のとおり。（現時点では、２０２６年度のシラバスが確定していないため、２０２５年度版を参照すること。なお、「２０２６年度シラバス」については、確定次第、本学から受注者へ通知する。）

② 授業期間・授業時間

各クラス週１時限（９０分）×１５週 ×２期（前期・後期）

③ 授業実施日・曜日時限

別紙２「２０２６年度（令和７年度）大学行事予定表」及び別紙３「２０２５年度授業時間割」のとおり。（現時点では、２０２６年度の時間割が確定していないため、２０２５年度版を参照すること。なお、２０２６年度版については、確定次第、本学から受注者へ通知する。）

④ 受注者は、各時限のクラス数に加えて１名以上の講師をバックアップとして備え、不測の事態が生じた場合であっても休講としない体制をとること。

⑤ 交通機関の運休、自然災害等により授業が休講となった場合には、本学の承認を得て、別途、補講を行うこと。その他、不測の事態によりやむを得ず休講となった場合も同様とする。

⑥ 本学が受注者に対しオンラインでの授業実施を指示した場合は、授業の実施方法を本学が指定する Learning Management System やウェブ会議システムを使用した

オンライン授業に切り替えること。ただし、オンライン授業配信用アカウントについては、必要に応じて本学が受注者に貸与するものとする。

(3) 試験実施

受注者は、本学が作成した試験実施方法、試験問題等に基づき、大学内の教室で試験を実施すること。試験は、授業期間内若しくは15回目授業後の期末試験期間又はその両方で実施すること。

(4) 追試験制度への対応

所定の期間において、上記(3)の試験を受験できなかった学生から、追試験受験許可願を本学が受理した場合は、本学の指定する方法により追試験を実施すること。

(5) 成績判定資料の作成

受注者は、出席状況、授業への参加態度、上達度、課題達成度、小テスト、発表、試験等の評価要素となる項目について、本学の定める成績評価基準に従い、個人別成績一覧を作成し、別途指定する期日までに指定の方法により本学へ提出すること。

(6) 成績問合せ制度への対応

所定の期間において、学生から当該科目の成績問合せ申請を本学が受理した場合は、本学の求めに応じ、受注者は上記(5)の内容を再度確認するとともに、当該学生に係る成績判定資料、講師のコメント等の情報をまとめ、別途指定する期日までに本学へ提出すること。

(7) 常駐スタッフの配置

受注者は、各学期の期間中、日本語を母語とするスタッフを受注者の本社等へ常駐させること。常駐スタッフは、学生からの問合せに対応する講師へのフォロー等を行うこと。業務の詳細については、別途、本学と受注者が協議の上決定する。

(8) 授業準備

受注者は、別紙4「授業開始に係る前年度の日程表」のとおり本学との打合せを行い、当該打合せに基づき授業準備を行うこと。

(9) 授業に関する学生アンケート及び学生への授業内連絡への対応

受注者は、授業以外に、授業に関する学生アンケートの実施、授業内での学生連絡及びその他本学で実施する事業について、教務事務を行うこと。

(10) 講師への研修

受注者は、業務が的確かつ円滑に履行できるよう、講師に対し十分に研修を実施すること。なお、本学は、業務履行の状況により受注者に対し研修の実施を指示することができる。

(11) 協議及び報告

受注者は、月毎の授業・試験の実施状況及び上記（９）の対応について、翌月１０日までに本学へ報告すること。なお、報告の方法等については、本学と受注者が協議の上決定し、授業期間中は原則として毎月実施するミーティングに加え、必要に応じ、随時ミーティングを行うこととする。

(12) クラス数の変更

発注するクラス数に変更が生じた場合は協議をするので、受注者は誠実に対応すること。

6 外国語科目等の講師の要件

- (1) 講師（バックアップ講師を含む。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。
なお、受注者は、講師の能力と適性について立証する責任を有する。

① 次の要件のうち１つ以上を満たしていること。

ア 言語教育、言語学等、英語教育に関連する分野の学術論文（修士論文を除く。）が２本以上あること（言語教育に関する業績が望ましい。）。

イ 高等学校、専門学校、語学学校若しくは大学における英語教育歴が３年以上あること又はそれと同等の実績（TESOL、TEFL、CELTAなどの資格を保持していることが望ましい。）を持っていること。

② 英語で授業を行える英語運用能力を有すること。

③ Learning Management System やウェブ会議システムを使用したオンライン授業及びPowerPointを使用した授業を実施するのに十分なICTスキルを有すること。

④ 学部卒業後５年以上経過していること。

⑤ 英語のネイティブスピーカーであって、発声指導を行うことができること。

⑥ 学生の理解度に合わせ、会話や授業の難易度を調整することができ、学生と良好なコミュニケーションを図ることができること。

- (2) 受注者は、年度開始前の２月までに本学へ当年度の講師の一覧（名簿）を提出すること。当該一覧（名簿）には、上記（１）に掲げる要件を満たすことがわかる情報を記載すること。講師の変更があった場合は、速やかに本学へ申し出ること。

- (3) 本学は、講師が上記（１）に掲げる要件を満たしていないと判断した場合は、受注者に対してその変更を求めることができる。その場合、受注者は適正な措置を行うこと。

7 支払方法

毎月払とし、上記５（11）に掲げる報告により、契約の適正な履行及び完了の確認後、適正な請求書を受理した日が属する月の翌月末までに契約金額の１／２分の１に相当する額（１円未満の端数は、切り捨てる。）を支払い、最終の支払いについては当該報告により、契約の適正な履行及び完了の確認後、適正な請求書を受理した日が属する月の翌月末までに残額を支払う。

8 秘密保護の義務

- (1) 受注者及び講師は、業務の遂行にあたり、業務上知り得た事項や個人情報の保護に細心の注意を払い、これらを他に漏らしてはならない。この契約の期間が満了した後、この契約が解除された後又はその職を退いた後も同様とする。また、外部への漏えいがないよう、その保護対策に万全を期すること。
- (2) 個人情報の取扱については、上記(1)に加えて、別紙5「公立大学法人高崎経済大学個人情報の取扱に係る特記事項」に定める内容も遵守すること。

9 損害賠償

受注者は、故意又は善良なる管理者としての注意義務を怠ったことにより学生に損害を与えた場合及び本業務の履行に当たって本学が損害を受けた場合（本学の責に帰する場合を除く。）は、受注者の責任において賠償しなければならない。

10 教室以外の施設利用

本学は、本業務の履行に必要な限度において、受注者に対し、講師の休憩場所の提供等を行うものとする。

11 違約金

受注者が本仕様書に定める事項を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないと本学が認めたときは、受注者は約款に定める違約金を本学に納付しなければならない。

12 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨とする。
- (2) 本学は、本契約の履行状況について、必要に応じ受注者に報告を求め、又は調査を行い、本仕様書に基づき、改善事項について協議を行うことができる。
- (3) 再委託は認めない。ただし、本学が有効と認められる場合は、本学と受注者が協議のうえ決定する。
- (4) 本契約の履行に当たって必要となる一切の経費は、受注者の負担とする。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合は、その都度、本学と受注者が協議のうえ処理する。